

台東区内
各医療機関御中

台東区台東保健所長
矢内 真理子
(公印省略)

鳥インフルエンザ（H7N9）の感染が疑われる患者を診察した場合に
おける保健所への報告及びウイルス遺伝子検査等について

平素より台東区の公衆衛生行政についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

本年3月以降、中国において鳥インフルエンザ（H7N9）に感染した患者の報告が続いたことを受け、貴医療機関に対し、当該感染症が疑われる患者を診察した場合の保健所への情報提供を依頼し、また、当該患者のウイルス遺伝子検査を実施してきたところですが、当該感染症については、5月29日に北京市で患者発生があったことが発表されて以降、新たな患者発生の発表はない状況が続いております。

以上の状況を踏まえ、都より当該感染症が疑われる患者についてのウイルス遺伝子検査の実施に当たり、当面の間、中国各地域は患者発生地域としては取り扱わない旨の通知がありましたのでお知らせいたします（従って、現在、渡航歴をもって人からの感染を考慮する患者発生地域はありません）。

なお、中国等において新たに患者発生報告等があった場合には、当該地域（及び状況に応じその周辺地域）を患者発生地域とし、検査を検討する際の要件といたします。その際の対象地域については、別途通知等によりお知らせいたします。

また、これまでの患者発生及び鳥類からのウイルス検出状況等を踏まえ、発症前10日以内に中国に渡航し、かつ生鳥市場等において感染が疑われる鳥類等との接触歴を有する場合など、臨床所見等とあわせて感染が特に疑われる症例については、ウイルス遺伝子検査の実施対象とすることがありますので、御承知おきください。

については、都におけるウイルス遺伝子検査の実施要件について下記のとおり改定されましたので、ご確認下さい。

記

ウイルス遺伝子検査（行政検査）実施要件

(改定前) 次の(1)(2)(3)の全てに該当する者又は(4)に該当する者

- (1) 発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者
- (2) 38℃以上の発熱と急性呼吸器症状を呈する者
- (3) 他の感染症又は他の病因が明らかでない者
- (4) その他鳥インフルエンザ（H7N9）感染が特に疑われる場合



(改定後) 次の(1)(2)(3)の全てに該当する者又は(4)に該当する者

- (1) 発症前10日以内に患者発生地域に(※)渡航又は居住していた者
- (2) 38℃以上の発熱と急性呼吸器症状を呈する者
- (3) 他の感染症又は他の病因が明らかでない者
- (4) その他鳥インフルエンザ(H7N9)感染が特に疑われる場合

※ 平成25年6月28日現在、患者発生地域はありません。

(注) 感染が疑われる鳥類等との接触歴があるなど、臨床所見等とあわせて感染が特に疑われる症例については、項目(4)に該当するものとして検査を行うことがあります。

(問い合わせ先)

台東保健所 保健予防課 感染症対策担当

TEL 3847-9476/FAX 3841-4325